

事務連絡  
平成26年3月7日

都道府県  
民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関するQ&Aについて

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年2月6日付け保総発0206第1号厚生労働省保険局総務課長通知）の別紙においてお示ししているところですが、今般、同通知中においてお示しすることとしていた保険者及び保健指導の実施機関等における具体的な費用決済の方法等について別添のとおりQ&Aを作成いたしましたので、貴管下の市町村保険者及び国民健康保険組合へご周知願います。